

# 名古屋文理大学短期大学部における公的研究費の 不正防止対策の基本方針について

平成 26 年 12 月 1 日制定

## 1. 趣旨

この不正防止計画は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(文部科学大臣 平成 26 年 2 月 18 日改正)の趣旨に則るとともに、名古屋文理大学短期大学部公的研究費管理規程に基づき、研究を行う者及び公的研究費の使用及び管理に関与する者(以下「研究者等」という。)に対する公的研究費の不正防止対策の基本方針として必要な事項を定めることとする。

## 2. 計画

### (1) 研究者等に対しての実施

#### ① 「誓約書」の提出

研究者等には、公的資金を使用する責任の重大さを自覚させ、関係ルールを遵守する旨の「誓約書」の提出を求め、意識の向上を図る。

#### ② 公的研究費の適正な執行

研究者等には、委託先の事務処理要領及び本学の規程等を遵守させ、公的研究費の適正な執行に努める。

### (2) 組織(機関)としての実施

#### ① 適正な執行管理

公的研究費を取り扱うルールと現場実態が乖離していないか随時見直し、適正な執行管理に努める。

#### ② モニタリングの実施

研究者等に対し、経費の運営・執行管理についてモニタリングを実施し、実態把握に努める。

#### ③ 研究者等への説明会等の実施

研究者等に対し、公的研究費に関するルールの周知徹底を図るため、説明会・研修会等を実施し、意識の向上を図る。

#### ④ 事務処理マニュアルの作成

公的研究費管理規程に基づき、事務処理の適正化及び効率化を図る。

#### ⑤ 外部講習会等への参加

研究者等には、外部の講習会等に参加させるなど事務処理能力の向上を図る。

#### ⑥ 内部監査の強化

定期的な監査の他、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を行うとともに、内部監査部門と監事及び会計監査人との連携を強化する。